

議案第76号

守谷市都市公園条例の一部を改正する条例

守谷市都市公園条例（昭和57年守谷町条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年12月11日 提出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
76号	1

守谷市都市公園条例の一部を改正する条例

守谷市都市公園条例（昭和57年守谷町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第22条中「第19条」を「第28条」に改め、同条を第31条とし、第21条を第30条とし、第20条を第29条とする。

第19条第1号中「第3条第1項又は第3項」を「第7条第1項又は第3項」に改め、同条第2号中「第5条」を「第9条」に改め、同条を第28条とし、第18条を第27条とする。

第17条第6号中「第11条」を「第15条」に改め、同条を第26条とし、第16条を第25条とする。

第15条中「第12条」を「第21条」に改め、同条を第24条とし、第14条を第23条とする。

第13条中「第3条第1項各号」を「第7条第1項各号」に改め、同条を第22条とし、第12条を第21条とし、同条の前に次の5条を加える。

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第16条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認める事項

（工作物等を保管した場合の公示の方法等）

第17条 法第27条第5項の規定による公示は、守谷市公告式条例（昭和30年守谷町条例第6号）第2条第2項各号に掲げる掲示場に掲示することによって行うものとする。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管した工作物等に関する規則で定める事項を記載した書面を規則で定めるところにより一般の縦覧に供するものとする。

（工作物等の価額の評価方法）

第18条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるとときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第19条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入

札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認める工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 工作物等の売却の手続は、規則で定める。

(保管した工作物等を返還する場合の手續)

第20条 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、当該工作物等の返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によりその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、当該工作物等の返還を受けた者が当該工作物等を受領した旨を記した書面と引換えに返還するものとする。

第11条を第15条とし、第10条を第14条とする。

第9条中「の各号」を削り、同条を第13条とし、第6条から第8条までを4条ずつ繰り下げる。

第5条中「の各号」を削り、同条を第9条とし、第4条を第8条とする。

第3条第1項中「の各号」を削り、同条を第7条とする。

第2条の次に次の4条を加える。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第3条 都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第4条 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて市内における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として市内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利

議案	頁数
76号	2

用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるよう¹にその敷地面積を定めること。

- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地帯の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮することができるよう配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(建築物の建築面積の割合)

第5条 法第4条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の2とする。

(建築物の建築面積の割合の特例)

第6条 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合 当該都市公園の敷地面積の100分の10以内
(2) 令第6条第1項第2号に掲げる場合 当該都市公園面積の100分の20以内
(3) 令第6条第1項第3号に掲げる場合 当該都市公園の敷地面積の100分の10以内
(4) 令第6条第1項第4号に掲げる場合 当該都市公園の敷地面積の100分の2以内

別表第1中「(第7条関係)」を「(第11条関係)」に改める。

別表第2中「(第12条関係)」を「(第21条関係)」に、「第3条第1項各号」を「第7条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由（議案第76号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により都市公園法が改正され、市が設置する都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準を条例で定めることとされたことから、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
76号	3

守谷市都市公園条例新旧対照表

参考資料

改 正	現 行
(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)	(新設)
第3条 都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は 10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の市街 地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メー トル以上とする。	
(都市公園の配置及び規模の基準)	(新設)
第4条 次に掲げる都市公園を設置する場合において は、それぞれの特質に応じて市内における都市公園の 分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に 資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりそ の配置及び規模を定めるものとする。	
(1) 主として街区内外に居住する者の利用に供すること を目的とする都市公園は、街区内外に居住する者が容 易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、 0.25ヘクタールを標準として定めること。	
(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを 目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利 用することができるよう配置し、その敷地面積は、 2ヘクタールを標準として定めること。	
(3) 主として徒歩圏域内外に居住する者の利用に供する ことを目的とする都市公園は、徒歩圏域内外に居住す る者が容易に利用することができるよう配置し、	

その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定める
こと。

(4) 主として市内に居住する者の休息、観賞、散歩、
遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とす
る都市公園及び主として運動の用に供することを目
的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運
動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用す
ることができるように配置し、それぞれの利用目的
に応じて都市公園としての機能を十分発揮するこ
ができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする
緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用
に供することを目的とする都市公園、主として動植物
の生息地又は生育地である樹林地帯の保護を目的とす
る都市公園、主として市街地の中心部における休息又
は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項
各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合
においては、それぞれの設置目的に応じて都市公園と
しての機能を十分に発揮することができるよう配置し、及
びその敷地面積を定めるものとする。

(建築物の建築面積の割合)

第5条 法第4条第1項に規定する条例で定める割合
は、100分の2とする。

(建築物の建築面積の割合の特例)

(新設)

(新設)

第6条 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。

以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合 当該都市公園の敷地面積の100分の10以内

(2) 令第6条第1項第2号に掲げる場合 当該都市公園面積の100分の20以内

(3) 令第6条第1項第3号に掲げる場合 当該都市公園の敷地面積の100分の10以内

(4) 令第6条第1項第4号に掲げる場合 当該都市公園の敷地面積の100分の2以内

(行為の制限)

第7条 都市公園において、次_____に掲げる行為をするため都市公園を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) から (4) まで (略)

2から5まで (略)

(許可の特例)

第8条 (略)

(行為の禁止)

第9条 都市公園においては、次_____に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第2項、法第6条

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をするため都市公園を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) から (4) まで (略)

2から5まで (略)

(許可の特例)

第4条 (略)

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第2項、法第6条

第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) から (11) まで (略)

第10条から第12条まで (略)

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第13条 法第5条第2項の条例で定める事項は、次_____に掲げるものとする。

(1) から (3) まで (略)

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次_____に掲げるものとする。

(1) から (5) まで (略)

3 (略)

第14条及び第15条 (略)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第16条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を還するため必要と認める事項

第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) から (11) まで (略)

第6条から第8条まで (略)

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第9条 法第5条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) から (3) まで (略)

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) から (5) まで (略)

3 (略)

第10条及び第11条 (略)

(新設)

(工作物等を保管した場合の公示の方法等)

第17条 法第27条第5項の規定による公示は、守谷市公告式条例（昭和30年守谷町条例第6号）第2条第2項各号に掲げる掲示場に掲示することによって行うものとする。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管した工作物等に関して規則で定める事項を記載した書面を規則で定めるところにより一般の縦覧に供するものとする。

(工作物等の価額の評価方法)

第18条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第19条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当ないと認める工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 工作物等の売却の手続は、規則で定める。

(新設)

(新設)

(新設)

(保管した工作物等を返還する場合の手続)

第20条 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、当該工作物等の返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によりその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、当該工作物等の返還を受けた者が当該工作物等を受領した旨を記した書面と引換えに返還するものとする。

(使用料)

第21条 (略)

(使用料の徴収)

第22条 使用料は、公園施設の設置若しくは管理、都
市公園の占用、第7条第1項各号に掲げる行為又は有
料公園施設の利用の許可の際に徴収する。ただし、使
用期間が翌年度以降にわたる場合は、翌年度以降の使
用料は、当該使用年度の4月末日までに徴収するもの
とする。

(使用料の返還)

第23条 (略)

(使用料の減免)

第24条 公用若しくは公益事業のために都市公園を利
用するとき、又は市長が相当の理由があると認めたとき

(新設)

(使用料)

第12条 (略)

(使用料の徴収)

第13条 使用料は、公園施設の設置若しくは管理、都
市公園の占用、第3条第1項各号に掲げる行為又は有
料公園施設の利用の許可の際に徴収する。ただし、使
用期間が翌年度以降にわたる場合は、翌年度以降の使
用料は、当該使用年度の4月末日までに徴収するもの
とする。

(使用料の返還)

第14条 (略)

(使用料の減免)

第15条 公用若しくは公益事業のために都市公園を利
用するとき、又は市長が相当の理由があると認めたと

は、第21条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(権利譲渡の禁止)

第25条 (略)

(届出)

第26条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) から (5) まで (略)

(6) 第15条の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(委任)

第27条 (略)

(罰則)

第28条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1) 第7条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第9条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

第29条及び第30条 (略)

第31条 法第5条の3の規定に基づき市長に代わってその権限を行う者は、第28条から前条までの規定の

きは、第12条の使用料を減額し、又は免除することができます。

(権利譲渡の禁止)

第16条 (略)

(届出)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) から (5) まで (略)

(6) 第11条の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(委任)

第18条 (略)

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1) 第3条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

第20条及び第21条 (略)

第22条 法第5条の3の規定に基づき市長に代わってその権限を行う者は、第19条から前条までの規定の

適用については、市長とみなす。

別表第1（第11条関係）

（略）

別表第2（第21条関係）

1 都市公園を占用する場合

（略）

2 第7条第1項各号に掲げる行為をする場合

（略）

3 有料公園施設を利用する場合

（略）

適用については、市長とみなす。

別表第1（第7条関係）

（略）

別表第2（第12条関係）

1 都市公園を占用する場合

（略）

2 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

（略）

3 有料公園施設を利用する場合

（略）

号	議案
7	頁数